

第44期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年11月27日 (水曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 じゅうろくプラザ 5階 大会議室
岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7514/>



株式会社

ヒマラヤ

(証券コード 7514)



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第44期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長
後藤 達也

目次

■ ごあいさつ	1
■ 第44期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役… を除く。）5名選任の件	5
第3号議案 監査等委員である取締役… 3名選任の件	9
第4号議案 補欠の監査等委員である… 取締役1名選任の件	12
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	37
■ 監査報告	40
■ メモ	44
■ ホームページのご案内／株主メモ	46



第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月26日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年11月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）				
2 場 所	岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 じゅうろくプラザ 5階 大会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td> 1. 第44期（2018年9月1日から2019年8月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2018年9月1日から2019年8月31日まで） 計算書類報告の件 </td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第44期（2018年9月1日から2019年8月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2018年9月1日から2019年8月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
報告事項	1. 第44期（2018年9月1日から2019年8月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2018年9月1日から2019年8月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
当社は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.himaraya.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した、連結計算書類および計算書類に含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.himaraya.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2019年11月27日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

場所 じゅうろくプラザ 5階 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年11月26日(火曜日) 午後6時30分到着分まで

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を最重要経営課題の一つとして考えており、長期にわたる安定した配当の継続を会社の利益配分に関する基本方針としております。また、配当額の算定は、業績および今後の経営環境や業績動向などを総合的に勘案して行っております。

その結果、第44期の期末配当は以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は123,205,810円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年11月28日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当
1	こもり 小森 裕作	代表取締役会長	再任
2	ごとう 後藤 達也	代表取締役社長	再任
3	こもり 小森 一輝	専務取締役	販売チャネル統括本部長 販売チャネル統括部長 販売部長 兼 兼 再任
4	おおの 大野 輝文	取締役	管理本部長 再任
5	ます 升 浩則	取締役	商品本部長 再任

<ご参考> 取締役候補者の指名方針および手続き

当社は、以下の要件に該当する人物を取締役候補者として指名する方針であります。

1. 人望・品格に優れた高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいる
2. 経営参画の資質・経験・実務実績を有す
3. 幅広い知識と広い視野および高い見識を有す
4. 当社の経営理念を実践し企業価値向上に資する能力を有す
5. 中長期的な展望を有し、前例や慣例にとらわれずに組織を改革できること

候補者については、代表取締役が候補者を推薦し、3名の社外取締役（うち2名は独立社外取締役）を構成員に含む、5名の指名・報酬諮問委員会が形成した意見を聴取したうえで候補者の妥当性を審議し、取締役会にて決定しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
1 再任	こもり ゆうさく 小森 裕作 (1948年11月6日生) 所有する当社の株式数 365,000株	1976年 4月 当社設立 代表取締役社長 2010年11月 当社代表取締役会長（現任）
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社創業より代表取締役として経営を監督し、社長、会長の職において経営トップとしての手腕を発揮してきました。当社の企業価値向上において、引き続きその知識と経験による創業の精神のもとでの牽引が必要と考え、取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
2 再任	ごとう たつや 後藤 達也 (1959年8月26日生) 所有する当社の株式数 84,345株	1982年 4月 当社入社 2007年 3月 当社商品開発部長 2007年12月 当社商品開発部長兼新業態開発促進チーム 2009年 3月 当社商品本部理事 2009年 9月 当社商品本部長 2009年11月 当社取締役商品本部長 2011年 1月 当社取締役商品本部長兼商品第二部長 2011年 3月 当社取締役商品本部長兼商品第二部長兼商品開発部長 2011年 7月 当社取締役商品本部長兼商品開発部長 2011年11月 当社常務取締役商品本部長兼商品開発部長兼商品管理部長 2012年 4月 当社常務取締役商品本部長兼商品管理部長 2013年 8月 当社常務取締役商品本部長 2015年 9月 当社常務取締役商品本部長兼商品第二部長 2015年11月 当社専務取締役商品本部長兼商品第二部長 2016年10月 当社専務取締役 2016年11月 当社代表取締役社長（現任）
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社および当社グループにおいて、豊富な業務経験と幅広い見識から、会社を牽引してきました。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・経験による経営手腕が必要と考え、取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
3 再任	<p>こもり かずき 小森 一輝 (1983年11月8日生)</p> <p>所有する当社の株式数 153,193株</p>	<p>2008年 4月 本田技研工業株式会社入社 2011年 4月 当社入社 2014年 8月 当社商品第三部副部長 2014年10月 当社EC事業部長 2015年 9月 当社販売チャンネル統括部長 2015年11月 当社取締役販売チャンネル統括部長 2015年12月 当社取締役販売チャンネル統括本部長兼販売チャンネル統括部長 2016年 2月 当社常務取締役販売チャンネル統括本部長 2016年11月 当社専務取締役販売チャンネル統括本部長 2017年 1月 当社専務取締役販売チャンネル統括本部長兼販売チャンネル統括部長 2019年 6月 当社専務取締役販売チャンネル統括本部長兼販売チャンネル統括部長 兼販売部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社の事業戦略における統括部長として事業の拡大・発展に寄与し、取締役就任以降は、会社全体の事業の方向性などにおいて革新的な提言をしてきました。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力による経営手腕が必要と考え、取締役候補者としていたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
4 再任	<p>おおの てるふみ 大野 輝文 (1955年4月21日生)</p> <p>所有する当社の株式数 8,138株</p>	<p>1978年 4月 株式会社大垣共立銀行入行 1998年 7月 同行城東支店長 2001年 1月 同行岐阜支店副支店長 2005年 5月 同行揖斐支店長 2008年 5月 同行桑名支店長 2011年 5月 当社入社総務部長 2011年11月 当社取締役総務部長 2015年 6月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2015年 9月 当社取締役管理本部長 2016年 4月 当社取締役管理本部長兼情報システム部長 2016年10月 当社取締役管理本部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 金融機関において培った豊富な知識と経験を有し、取締役就任以降は、総務部長および管理本部長として地域社会・企業・行政機関等との良好な関係構築およびガバナンス体制の整備を行い、経営の安定化のための監督、提言をしてきました。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要と考え、取締役候補者としていたしました。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">ます ひろのり 升 浩則 (1971年8月13日生)</p> <p>所有する当社の株式数 7,438株</p>	<p>1994年 4月 株式会社コメリ入社 1997年12月 当社入社 2012年 4月 当社商品第四部長 2013年 8月 当社商品第三部長兼商品第四部長 2016年10月 当社商品本部長 2016年11月 当社取締役商品本部長 2018年10月 当社取締役営業本部長兼販売部長 2019年 6月 当社取締役商品本部長（現任）</p> <hr/> <p>【取締役候補者とした理由】 当社の商品本部長として商品戦略や販売戦略の立案・実行に尽力し、スポーツのみならず幅広く流通に関する知識を有しております。当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力および組織を牽引する経営手腕が必要と考え、取締役候補者いたしました。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2019年8月31日現在の状況を記載しております。また、ヒマラヤ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は、任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当			
1	かわむら 川村 よしゆき 祥之	社外取締役	常勤監査等委員	再任	社外	
2	かとう 加藤 ふみお 文夫	社外取締役	監査等委員	再任	社外	独立
3	にしお 西尾 よしひさ 嘉寿	社外取締役	監査等委員	再任	社外	独立

<ご参考> 当社独立性判断基準について

当社の独立性判断基準におきましては、以下に該当しない者としております。

1. 当社または当社の子会社(以下「当社グループ」と総称する。)の業務執行者または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者(その直近事業年度における当社の年間連結売上高の10%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者)またはその業務執行者
3. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
4. 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
5. 当社グループの主要借入先もしくはその親会社またはそれらの業務執行者(当社グループの「主要借入先」とは、当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入額が総借入額の10%以上の会社をいう。)
6. 過去5年間に於いて上記2. から5. までのいずれかに該当していた者
7. 上記1. から6. までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
1 再任 社外	かわむら よしゆき 川村 祥之 (1956年8月16日生) 所有する当社の株式数 一株	<p>1980年 4月 株式会社大垣共立銀行入行 2005年 5月 同行名古屋支店副支店長 2009年 4月 同行市場金融部長 2012年 6月 同行取締役市場金融部長 2015年 5月 共立コンピューターサービス株式会社取締役社長 2018年 6月 株式会社OKB総研取締役副社長 2018年11月 同社相談役（現任） 2018年11月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社OKB総研相談役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 金融機関において培った豊富な知識と経験、および会社社長として経営に携わった経験を有していることから、当社の事業を幅広い視点で適切に監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
2 再任 社外 独立	かとう ふみお 加藤 文夫 (1944年1月20日生) 所有する当社の株式数 一株	<p>1997年 5月 名古屋国税局調査部調査審理課長 1998年 7月 同局調査部調査総括課長 1999年 7月 同局調査部調査管理課長 2000年 7月 同局調査部次長 2001年 7月 昭和税務署長 2002年 8月 加藤文夫税理士事務所代表（現任） 2004年 7月 セイノーホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2014年11月 当社社外監査役 2015年 6月 イビデン株式会社社外監査役 2015年11月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年 6月 イビデン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） セイノーホールディングス株式会社社外監査役 イビデン株式会社社外取締役（監査等委員） 加藤文夫税理士事務所代表</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 過去に会社経営に関与したことはありませんが、元名古屋国税局勤務および税理士としての長年の経験と高度な見識や、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p>	<p style="text-align: center;">にし お よしひさ 西尾 嘉寿 (1957年1月8日生)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>2013年 3月 中津川警察署長 2014年 3月 岐阜県警察本部警備部参事官 2016年 3月 岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策統括官 2017年 4月 株式会社東亜コム入社 2017年 5月 同社代表取締役社長 (現任) 2017年11月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社東亜コム代表取締役社長</p> <hr/> <p>【社外取締役候補者とした理由】 現在警備会社の代表取締役社長であり、また元警察署長および岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策統括官としての豊富な経験と、コンプライアンスおよび企業防衛に関する高度な見識を有していることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川村祥之氏、加藤文夫氏および西尾嘉寿氏は社外取締役候補者であります。
3. 川村祥之氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 加藤文夫氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 西尾嘉寿氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、加藤文夫氏および西尾嘉寿氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員 (社外取締役) として両取引所に届け出ておりますが、本議案が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、川村祥之氏、加藤文夫氏および西尾嘉寿氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款規定に基づき、同法第425条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 各候補者の所有する当社の株式数は、2019年8月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2017年11月29日開催の第42期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました伏屋喜雄氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)
社外	<p>ふせや よしお 伏屋 喜雄 (1948年1月20日生) 所有する当社の株式数 10,000株</p>	<p>1980年 6月 伏屋社会保険労務士事務所所長 (現任) 1991年 3月 株式会社中部人材育成センター設立 代表取締役 (現任) 2010年 8月 岐阜県労働保険事務組合連合会会長 2013年 4月 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会岐阜支部 支部会長 (重要な兼職の状況) 伏屋社会保険労務士事務所所長 株式会社中部人材育成センター代表取締役</p> <hr/> <p>【社外取締役候補者とした理由】 社会保険労務士としての豊富な経験および会社経営者としての高度な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>

- (注) 1. 候補者が所長を務める伏屋社会保険労務士事務所と当社との間には、当期において3,810千円の取引があり、その内容は社会保険手続事務の委託料等であります。
2. 伏屋喜雄氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、伏屋喜雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 候補者の所有する当社の株式数は、2019年8月31日現在の状況を記載しております。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2018年9月1日～2019年8月31日）における我が国の経済は、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性などに対する懸念が残る中、政府の経済政策や金融政策により緩やかな回復基調で推移しました。企業の景況感は改善へと向かい、個人消費にも緩やかな持ち直しの動きが続いてきました。

当社グループが属しておりますスポーツ用品販売業界におきましては、健康への意識の高まりによるスポーツ参加の動きが堅調に推移しており、1年後の2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて大きな期待が高まっております。一方、E C市場の拡大により、お客様の購買動向の変化が進行しております。

このような状況下、当社グループは、E C販売システムへの投資により、販売サイトの利便性を高め、E C市場でのシェアの獲得を推し進めるとともに、拡大するE C市場のお客様をリアル店舗へ送客する仕組みを整えるなど、市場変化への対応を進めております。出退店の状況は、株式会社ヒマラヤにて1店舗を出し4店舗を閉店いたしました。その結果、2019年8月末時点で当社グループの店舗数は全国で106店舗、売場面積は220,612㎡となり、前期比で店舗数は3店舗減、売場面積は8,128㎡減となりました。

売上げについては、上半期に暖冬の影響により防寒用のウェア、雑貨の販売が影響を受ける年となりました。商品別では、一般スポーツ用品は、同カテゴリーを主力とする子会社の異動の影響により、前期比96.2%となりました。ゴルフ用品は人気ゴルフクラブ発売年となり活況であった前年に対する反動減により、前期比92.1%となりました。スキー・スノーボード用品は、降雪の少ないシーズンとなりファミリー層の動向が低調となった結果、前期比90.6%となりました。アウトドア用品は、キャンプ用品、アウトドアウェアが好調に推移し、前期比115.5%となりました。

連結売上総利益率は、価格競争の影響が強いE C販売が成長していることに加え、暖冬、少雪による在庫消化負担増の影響から、34.2%となり、前期に比べ0.7ポイント低下いたしました。

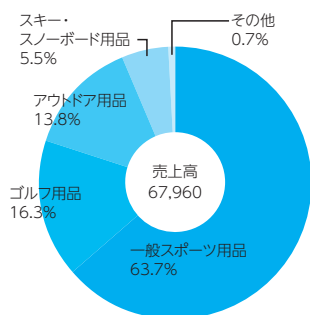
販売費及び一般管理費については、概ね計画どおりに推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度は連結売上高66,560百万円（前期比2.1%減）、連結営業利益867百万円（前期比27.9%減）、連結経常利益993百万円（前期比23.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益587百万円（前期比19.4%減）となりました。

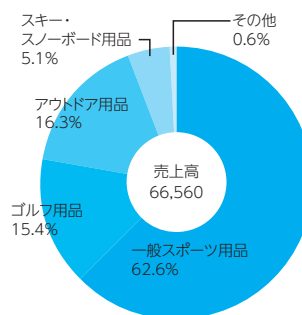
商品区分別売上高は次のとおりであります。

商品区分	前連結会計年度 自 2017年 9月 1日 至 2018年 8月 31日		当連結会計年度 自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月 31日		前連結会計年度比 増減率 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
スキー・スノーボード	3,714	5.5	3,365	5.1	△9.4
ゴルフ	11,094	16.3	10,222	15.4	△7.9
アウトドア	9,387	13.8	10,840	16.3	15.5
一般スポーツ	43,310	63.7	41,678	62.6	△3.8
その他	452	0.7	452	0.6	0.0
合計	67,960	100.0	66,560	100.0	△2.1

(注) 2017年12月28日に株式会社ビーアンドディーの全株式を譲渡し、連結子会社から除外しております。株式会社ビーアンドディーの業績は、2017年11月30日までを連結決算の対象とし、2017年12月1日から連結対象外となります。なお、連結対象期間中の株式会社ビーアンドディーの売上は全て一般スポーツ用品に含まれます。



(2018年8月期 / 単位:百万円)



(2019年8月期 / 単位:百万円)

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は417百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 新規出店1店舗、および既存店の改装5店舗

2018年9月 TownLine 日本橋高島屋S.C.

2018年10月 春日井店 (改装)

2018年10月 山口店 (改装)

2018年10月 水口店 (改装)

2018年10月 三田店 (改装)

2018年11月 ウニクス上里店 (改装)

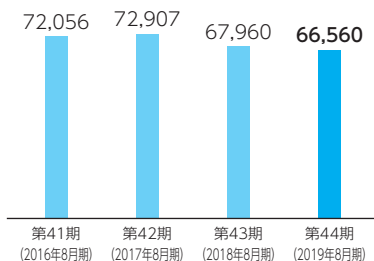
ロ. EC事業に係る販売サービスシステムの開発

③ 資金調達の状況

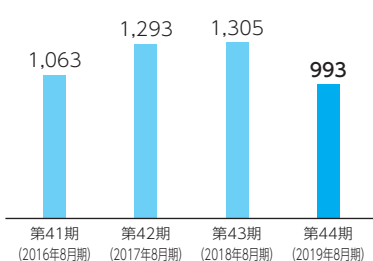
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

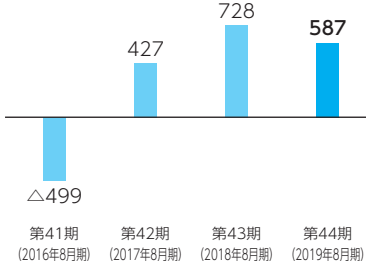
売上高 (単位：百万円)



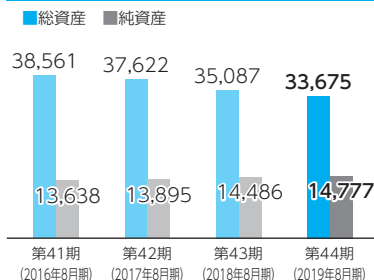
経常利益 (単位：百万円)



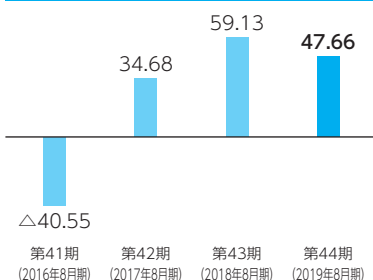
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△) (単位：百万円)



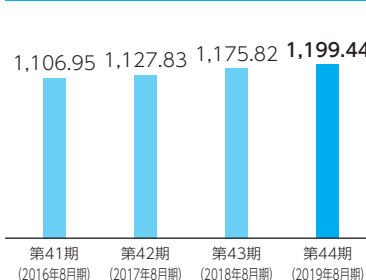
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益または当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第41期 (2016年8月期)	第42期 (2017年8月期)	第43期 (2018年8月期)	第44期 (当連結会計年度) (2019年8月期)
売上高 (百万円)	72,056	72,907	67,960	66,560
経常利益 (百万円)	1,063	1,293	1,305	993
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△499	427	728	587
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (円)	△40.55	34.68	59.13	47.66
総資産 (百万円)	38,561	37,622	35,087	33,675
純資産 (百万円)	13,638	13,895	14,486	14,777
1株当たり純資産額 (円)	1,106.95	1,127.83	1,175.82	1,199.44

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社グループは、当社および連結子会社1社により構成されております。

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
コアブレイン株式会社	100百万円	100.00%	フルフィルメント事業

③ その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、インターネット販売をはじめとする消費活動の多様化が進み、事業規模拡大の選択肢が増加しております。スポーツ用品小売市場では健康志向の高まりによるニーズが根強いものの、消費税の増税や将来の国民の社会保障負担の増加が予測されることから、個人消費は厳選した消費活動が見込まれ、少子高齢化社会の進展により市場拡大が見通しにくいことから、企業間競争の激化は継続するものと見込んでおります。

このような環境下では、より広い市場での競合との差別化が求められ、環境へ適合し、お客様の利便性を向上させるサービスの構築が必要であります。ネットとリアル店舗の双方の強みを融合した取り組みをはじめ、革新性の高い技術を取り入れたサービスを提供し、スポーツ用品販売業界における確固たる地位を築いていくことが中長期的な重要課題であると認識しております。そのため、継続して投資計画の精度向上に努め、リスクの回避と投資回収の早期化の実現を図るとともに、変化する社会情勢や経済環境に機敏に対応できる人材育成に取り組んでまいります。

当社グループの事業活動の中心となる商品仕入れ活動では、地域性をふまえ、機能・品質・価格でお客様に支持いただける商品のタイムリーな提供に努めながら、粗利益率の改善を目指して商品調達コストの低減や在庫効率の向上に取り組めます。また販売活動では、確かな専門知識を有した販売員による接客サービスの向上を目指した教育に取り組み、お客様に満足いただける業界No.1の接客力を持つ企業グループとなることを目指します。そのため、これらの活動を的確かつスピーディーに行うための下支えとなる情報システムの更新を定期的に推進し、また店舗における作業軽減のための仕組み作りと業務の改善を進めます。

さらに、上記とあわせて経営活動全般のリスクマネジメントの強化に引き続き取り組み、環境の変化より生まれる新たなリスクを想定して未然の防止策を検討するなど、リスクへの的確な対応の仕組みや統制活動のレベル向上に努めるとともに、事業基盤の強化をより確固としたものにすることを目指します。

(5) 主要な事業内容 (2019年8月31日現在)

当社グループは、スキー、スノーボード、ゴルフ、アウトドア、マリンスポーツ、野球、サッカー、テニスなどスポーツ用品の販売を主要な事業としております。販売方法は、小売専門店チェーンの展開およびインターネット販売にて行っております。

(6) 主要な事業所 (2019年8月31日現在)

① 当社

本 社 岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号
東京オフィス 東京都世田谷区太子堂1丁目12番39号
三軒茶屋堀商ビル2F

店舗(ヒマラヤ) 102店舗

群馬県	2店舗	埼玉県	3店舗	千葉県	2店舗
東京都	2店舗	神奈川県	1店舗	新潟県	2店舗
富山県	1店舗	福井県	2店舗	岐阜県	9店舗
静岡県	3店舗	愛知県	12店舗	三重県	2店舗
滋賀県	3店舗	京都府	3店舗	大阪府	4店舗
兵庫県	3店舗	和歌山県	1店舗	鳥取県	1店舗
島根県	1店舗	岡山県	3店舗	広島県	7店舗
山口県	9店舗	香川県	1店舗	愛媛県	4店舗
高知県	1店舗	福岡県	6店舗	長崎県	4店舗
大分県	2店舗	宮崎県	2店舗	鹿児島県	4店舗
沖縄県	2店舗				

店舗(その他) 4店舗

② 子会社

コアブレイン株式会社

本 社 神奈川県相模原市緑区大山町4-7
ロジポート橋本1W1

(7) 従業員の状況 (2019年8月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減
685 (1,598) 名	84名減 (167名増)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
 2. 当社企業集団は一般小売業以外の重要なセグメントはありませんので、セグメント別の記載はしていません。
 3. 従業員数が前連結会計年度末と比べ84名減少しておりますが、自然退職によるものであります。
 4. パートタイマーが前連結会計年度末と比べ167名増加しておりますが、主に採用の強化によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
677 (1,570) 名	84名減 (161名増)	37.40歳	11.88年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
 2. 従業員数が前事業年度末と比べ84名減少しておりますが、自然退職によるものであります。
 3. パートタイマーが前事業年度末と比べ161名増加しておりますが、主に採用の強化によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年8月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社大垣共立銀行	2,357百万円
株式会社十六銀行	789
株式会社三井住友銀行	1,046

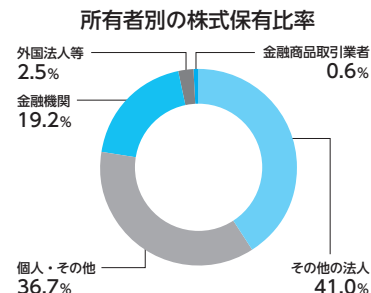
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 (自己株式を含む) 12,320,787株
- ③ 株主数 10,121名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
株式会社コムリホールディングス	3,128,000 株	25.38 %
三菱商事株式会社	966,300	7.84
株式会社大垣共立銀行	596,250	4.83
株式会社十六銀行	595,500	4.83
小森 裕作	365,000	2.96
小森 温子	350,000	2.84
株式会社電算システム	301,950	2.45
ヒマラヤ従業員持株会	251,375	2.04
株式会社OKB信用保証	180,500	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	173,700	1.40

(注) 持株比率は、自己株式 (206株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2019年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	小森 裕作	
代表取締役社長	後藤 達也	
専務取締役	小森 一輝	販売チャネル統括本部長 兼 販売チャネル統括部長 兼 販売部長
取締役	大野 輝文	管理本部長
取締役	升 浩則	商品本部長
取 (常勤監査等委員) 役員	川村 祥之	株式会社OKB総研相談役
取 (監査等委員) 役員	加藤 文夫	セイノーホールディングス株式会社 社外監査役 イビデン株式会社 社外取締役(監査等委員)、加藤文夫税理士事務所代表
取 (監査等委員) 役員	西尾 嘉寿	株式会社東亜コム 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)川村祥之氏、加藤文夫氏および西尾嘉寿氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)加藤文夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役(監査等委員)加藤文夫氏および西尾嘉寿氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。
4. 当社では、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、川村祥之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2018年11月28日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、小久保隆氏は取締役(常勤監査等委員)を辞任いたしました。
6. 2018年11月28日開催の第43期定時株主総会において、川村祥之氏は新たに社外取締役(監査等委員)に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）川村祥之氏、加藤文夫氏および西尾嘉寿氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （内社外取締役分）	6名 (0)	117百万円 (0)
取締役（監査等委員） （内社外取締役分）	4 (3)	9 (7)
合 計 （内社外取締役分）	10 (3)	126 (7)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は年額200百万円以内（内社外取締役分20百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬等の額は年額40百万円以内と、2015年11月25日開催の第40期定時株主総会において決議いただいております。なお、この報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含めません。
2. 上記支給人員および支給額には、2018年11月28日開催の第43期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名（うち1名は監査等委員）を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (イ) 取締役（常勤監査等委員）川村祥之氏は、株式会社OKB総研の相談役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- (ロ) 取締役（監査等委員）加藤文夫氏は、セイノーホールディングス株式会社の社外監査役、およびイビデン株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。
- (ハ) 取締役（監査等委員）西尾嘉寿氏は、株式会社東亜コム法人代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者もしくは業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 社外役員の当事業年度における活動状況

氏名	活動状況
取締役（常勤監査等委員） 川村祥之	2018年11月28日就任以降に開催された取締役会13回の内13回に出席し、監査等委員会13回の内13回に出席いたしました。取締役会および監査等委員会において、金融機関で培われた豊富な知識と経験、および会社社長として経営に携わられた経験をもって、社外の立場から適宜発言しております。
取締役（監査等委員） 加藤文夫	当事業年度に開催された取締役会17回の内17回に出席し、監査等委員会18回の内18回に出席いたしました。財務・税務に関する高度な見識をもって、税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会および監査等委員会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言しております。
取締役（監査等委員） 西尾嘉寿	当事業年度に開催された取締役会17回の内17回に出席し、監査等委員会18回の内17回に出席いたしました。取締役会および監査等委員会において、元警察署長および県警本部刑事部組織犯罪対策統括官としての豊富な経験と高度な見識をもって、社外の立場から適宜発言しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な調査を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 当社の業務の適正を確保するため、内部統制システムに関する基本方針について取締役会で決議した内容は次のとおりです。

- (i) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、常勤監査等委員、本部長が委員を務めるコンプライアンス・リスク管理委員および外部有識者（弁護士、会計士、税理士、学者等）をもって構成し、半期に1回の割合で開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」（以下「C&R管理委員会」という。）を設置する。
- ロ. 当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、常勤監査等委員、本部長、部長およびブロック長が委員を務めるコンプライアンス・リスク管理実行委員をもって構成し、毎月1回開催する「コンプライアンス・リスク管理実行委員会」（以下「C&R管理実行委員会」という。）を設置する。
- ハ. 当社は、「C&R管理実行委員会」の委員長からその指名を受けた者に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
- ニ. 当社の役員および使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「ヒマラヤグループ企業行動規準」に従って、「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」へ報告するものとする。
- ホ. 当社グループの重要な通報について法令違反等が確認された場合は、当社は、外部有識者を含めた調査・対応チームで調査実施のうえ、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員および使用人に開示し、周知徹底する。
- ヘ. 当社グループのコンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、ここにコンプライアンスの基本原則を設ける。
- ト. 当社グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「ヒマラヤグループ企業行動規準」等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- チ. 当社グループは、相談・通報体制（ホットライン）を社内外に設置し、当社グループの役員および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、通報者の希望により匿名性を保障のうえ、通報者に不利益がないことを確保する。

- リ。監査等委員会は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。
- ヌ。業務執行部門から独立した当社の内部監査室は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。
- ル。当社グループは、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。
- ヲ。当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。
- (ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ。法令および「文書管理規程」に基づき、文書等（電磁的記録を含む。）の保存を行う。
- ロ。情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「個人情報取扱規程（個人情報保護方針を含む。）」により対応する。
- ハ。当社は、会社の重要な情報開示に関連する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い、開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。
- (iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ。各部・店（名称を問わずこれに準ずる組織を含む。）は、別に定める「リスク管理基本規程」に従って所管業務に係るリスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等、内部統制の有効性を検証する。
- ロ。当社の内部監査室は、当社グループの内部統制に関する全社的整備状況の監査を行う。
- ハ。「C&R管理委員会」は、当社グループの諸リスクに関する横断的監視および対応と総指揮を行う。
- ニ。「C&R管理委員会」の事務局は、当社の法務・コンプライアンスチームに設置する。
- (iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ。当社グループ各社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定や全社計画の進捗状況の確認ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務の執行状況の監督等を行う。
- ロ。取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および常勤監査等委員が出席する経営会議を毎月1回以上開催する。
- (v) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ。当社は、当社子会社を「関係会社管理規程」に基づき管理・運営する。

- ロ. 「ヒマラヤグループ企業行動規準」、「コンプライアンス・マニュアル」、「関係会社管理規程」により当社グループのコンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。
- ハ. 当社グループに対しては、当社の内部監査室による調査の実施、および必要に応じ関係部門の担当者あるいは調査・対応チームによる聞き取り調査体制を構築する。
- 二. 当社および子会社に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会審議の前に、経営会議において多面的な検討を経る体制とする。
- ホ. 当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、重要な案件に関する事前協議等、定期および随時に当社へ報告させるものとし、経営上の重要な事項については、「関係会社管理規程」に定める事項に基づき、子会社に対して事前に当社の取締役会へ付議させるように義務づける。
- ヘ. 監査等委員は、監査等委員自らまたは監査等委員会を通じて当社グループの監視・監査を効率的かつ適正に行えるよう会計監査人および当社の内部監査室との密接な連携等の確な体制を構築する。
- (vi) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会は、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が意見交換を行う。
- (vii) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任した場合は、その人事異動に関しては、事前に監査等委員会へ報告することとし、懲戒を含む評価については、監査等委員会の事前承認を必要とすることとする。
ロ. 監査等委員会からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査等委員会の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等につき監査等委員会に対し守秘義務を負うものとする。
- (viii) 取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
イ. 当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- ロ. 当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人等は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
 - (イ) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - (ロ) 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実
 - (ハ) 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容
 - (ニ) 企業倫理に関する内部通報窓口およびパワハラ等に関する相談窓口に対する通報の状況
- ハ. 監査等委員会が必要と判断した情報については、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人等に対し、報告を求めることができる。
- 二. 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ホ. 監査等委員が職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。
- (ix) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員会の内、過半数は社外取締役とし、対外的透明性を担保する。
 - ロ. 監査等委員会は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議や「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」などの重要な会議に出席するとともに、当社グループの主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人にその説明を求めることとする。
 - ハ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
 - 二. 代表取締役と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
 - ホ. 取締役は、監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(i) 内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

(ii) コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに係る教育は「C&R管理委員会」、「C&R管理実行委員会」における会議体での説明や、役員および階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究等の社内研修を実施することにより、法令および定款の遵守ならびにコンプライアンス意識の向上に努めました。

(iii) リスク管理に関する取り組み

「リスク管理基本規程」に基づき、当社の企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について必要な検討をいたしました。

(iv) 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

業務執行に係る重要案件については、「経営会議規程」に基づき、取締役会へ上程する前段階として、経営会議に付議し、そこでの議論を経て決定しております。

(v) 内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門およびグループ会社への内部監査を実施いたしました。

(vi) 監査等委員への情報提供への取り組み

当社では、代表取締役と監査等委員の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を実施いたしました。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、今後もスポーツ小売業界の中で事業を成長させ、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、「お客様第一主義」の企業理念に則りスポーツを愛する人々のニーズに応える品揃えやサービスの充実により同業他社との差別化を図り、出店周辺地域との連携をより密にした地域密着型の営業を展開することで、お客様ならびに地域からの信頼を勝ち取るとともに、収益基盤の強化に向けて中期事業計画に基づく諸施策を適時・適切に実行していくことが不可欠であり、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買収者が大量買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握したうえで、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、係る情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます（以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み等

「中期事業計画等による企業価値向上に向けた取り組み」

当社の中長期の経営戦略の主眼は、国内のスポーツ用品販売業界において、売上高トップグループの地位を盤石なものにし、事業基盤を強化することにあります。そのために、多様化する消費活動に対応した新たな販売チャネルの構築に取り組み、市場動向、お客様要望を踏まえたサービスの拡充を図り、質を伴った成長と事業拡大のための基盤作りに取り組みます。さらに、革新的な技術の進歩に対応できる専門知識を兼ね備えた人材の継続的な教育を行うとともに、商品構成の見直し、参加型イベントの定期的開催等を通じて、より専門性が高くお客様のお買い物がより楽しくなるよう力を注いでまいります。これらを含めて、既存店の活性化、採算性の低い店舗の改善、在庫効率の向上、売上総利益率の改善に取り組み、広告宣伝費、物流費や労務費などの効率的な使い方による経費抑制によって、収益力の向上とキャッシュ・フローの増加を図ります。

一方、コーポレート・ガバナンスは社会との信頼関係構築の基本であり、その確立を最も重要な経営課題の一つと考えております。そのために、内部統制システムの定期的な見直しとコンプライアンスの徹底に真摯に取り組んでまいります。

以上の中期事業計画を基にした取り組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題の1つと考えており、長期にわたる安定した配当の継続を会社の利益配分に関する基本方針としております。また、配当額の算定は、業績および今後の経営環境や業績動向などを総合的に勘案して行っております。

内部留保資金については、「企業価値の最大化」に向け、設備投資や商品開発など成長投資に活用するとともに、財務体質の改善にも充当しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,379
現金及び預金	2,566
売掛金	1,860
商品	15,779
貯蔵品	11
その他	1,160
固定資産	12,296
有形固定資産	5,564
建物及び構築物	3,818
土地	1,420
リース資産	24
その他	299
無形固定資産	612
ソフトウェア	567
その他	45
投資その他の資産	6,119
投資有価証券	1,182
長期貸付金	697
差入保証金	2,971
繰延税金資産	982
退職給付に係る資産	5
その他	294
貸倒引当金	△14
資産合計	33,675

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,358
買掛金	9,152
短期借入金	800
1年内返済予定の長期借入金	2,235
リース債務	21
未払法人税等	303
賞与引当金	364
株主優待引当金	27
資産除去債務	23
その他	1,429
固定負債	4,539
長期借入金	3,345
リース債務	4
資産除去債務	861
その他	328
負債合計	18,897
純資産の部	
株主資本	14,840
資本金	2,544
資本剰余金	4,004
利益剰余金	8,292
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	△62
その他有価証券評価差額金	△63
繰延ヘッジ損益	△0
退職給付に係る調整累計額	1
純資産合計	14,777
負債純資産合計	33,675

連結損益計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		66,560
売上原価		43,790
売上総利益		22,770
販売費及び一般管理費		21,902
営業利益		867
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	25	
仕入割引	35	
受取賃貸料	121	
その他	91	285
営業外費用		
支払利息	13	
不動産賃貸費用	123	
その他	22	159
経常利益		993
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
減損損失	136	136
税金等調整前当期純利益		858
法人税、住民税及び事業税	204	
法人税等調整額	66	270
当期純利益		587
親会社株主に帰属する当期純利益		587

連結株主資本等変動計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,544	4,004	7,951	△0	14,499
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△246		△246
親会社株主に帰属する当期純利益			587		587
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					－
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	340	－	340
当連結会計年度末残高	2,544	4,004	8,292	△0	14,840

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	49	△0	△61	△12	14,486
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				－	△246
親会社株主に帰属する当期純利益				－	587
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△113	0	63	△49	△49
当連結会計年度中の変動額合計	△113	0	63	△49	291
当連結会計年度末残高	△63	△0	1	△62	14,777

計算書類

貸借対照表 (2019年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,322
現金及び預金	2,515
売掛金	1,860
商品	15,779
貯蔵品	11
前渡金	30
前払費用	367
未収入金	716
その他	40
固定資産	12,420
有形固定資産	5,562
建物	3,732
構築物	84
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	299
土地	1,420
リース資産	24
無形固定資産	614
借地権	13
ソフトウェア	566
電話加入権	14
その他	20
投資その他の資産	6,243
投資有価証券	1,182
関係会社株式	150
出資金	5
長期貸付金	697
差入保証金	2,947
長期前払費用	124
前払年金費用	3
繰延税金資産	983
会員権	12
その他	152
貸倒引当金	△14
資産合計	33,743

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,350
買掛金	9,146
短期借入金	800
1年内返済予定の長期借入金	2,225
リース債務	21
未払金	788
未払費用	402
未払法人税等	299
前受金	67
預り金	126
賞与引当金	364
株主優待引当金	27
資産除去債務	23
その他	55
固定負債	4,511
長期借入金	3,317
リース債務	4
資産除去債務	861
その他	328
負債合計	18,861
純資産の部	
株主資本	14,945
資本金	2,544
資本剰余金	4,004
資本準備金	3,998
その他資本剰余金	5
利益剰余金	8,397
利益準備金	457
その他利益剰余金	7,939
別途積立金	1,050
繰越利益剰余金	6,889
自己株式	△0
評価・換算差額等	△64
その他有価証券評価差額金	△63
繰延ヘッジ損益	△0
純資産合計	14,881
負債純資産合計	33,743

損益計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		66,548
売上原価		43,789
売上総利益		22,758
販売費及び一般管理費		21,910
営業利益		848
営業外収益		285
受取利息	11	
受取配当金	25	
仕入割引	35	
受取賃貸料	121	
その他	91	
営業外費用		158
支払利息	13	
不動産賃貸費用	123	
その他	22	
経常利益		974
特別利益		0
固定資産売却益	0	
特別損失		136
減損損失	136	
税引前当期純利益		838
法人税、住民税及び事業税	199	266
法人税等調整額	66	
当期純利益		572

株主資本等変動計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,544	3,998	5	4,004	457	1,050	6,563	8,070	△0	14,619
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当				-			△246	△246		△246
当期純利益				-			572	572		572
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）				-				-		-
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	326	326	-	326
当期末残高	2,544	3,998	5	4,004	457	1,050	6,889	8,397	△0	14,945

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	49	△0	48	14,668
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△246
当期純利益			-	572
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△113	0	△113	△113
当事業年度中の変動額合計	△113	0	△113	213
当期末残高	△63	△0	△64	14,881

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月10日

株式会社ヒマラヤ
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 元 雄 幸 人 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 堤 紀 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒマラヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月10日

株式会社ヒマラヤ
取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 元 雄 幸 人 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 堤 紀 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの2018年9月1日から2019年8月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行ならびに運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年10月15日

株式会社ヒマラヤ監査等委員会

常勤監査等委員 川 村 祥 之 ㊟

監査等委員 加 藤 文 夫 ㊟

監査等委員 西 尾 嘉 寿 ㊟

(注) 監査等委員 川村祥之、加藤文夫および 西尾嘉寿は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

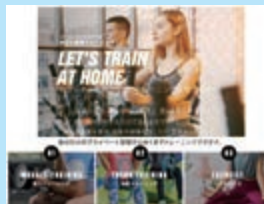
メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

ホームページのご案内

<https://www.himaraya.co.jp/>

当社ではホームページにて当社の企業情報を随時開示しています。
店舗情報やスポーツイベント情報を掲載しているほか、株主・投資家の皆様への情報もご覧いただけます。
また、ヒマラヤオンラインストアも是非ご利用ください。



株主メモ

株式の状況
発行可能株式総数 40,000,000株
発行済株式の総数 12,320,787株
株主数（2019年8月31日現在） 10,121名
単元株式数 100株

事業年度 毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会 毎年11月開催
基準日 定時株主総会 毎年8月31日
期末配当金 毎年8月31日
中間配当金 毎年2月末日
そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日

公告の方法 公告の方法は電子公告であります。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載いたします。
(ホームページアドレス <https://www.himaraya.co.jp/>)

株主名簿管理人
および特別口座
の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人 名古屋市中区栄三丁目15番33号
事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先 0120-782-031（フリーダイヤル）
インターネット <https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>
ホームページURL

【株式に関する住所変更等の届出およびご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等の届出およびご照会には、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会には、上記の電話照会先をお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

じゅうろくプラザ 5階 大会議室

岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11

TEL 058-262-0150

開催
日時

2019年11月27日 (水曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)



じゅうろくプラザ



交通機関のご案内

- JR岐阜駅より 徒歩/約 2分
- 名鉄岐阜駅より 徒歩/約 7分
- 岐阜各務原I.Cより約10 km 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15 km 車/約20分

駐車場の案内

- 岐阜市駅西駐車場
 - ※当駐車場の駐車券をご用意しておりますので、株主総会会場受付にて駐車券をご提示ください。
 - ※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場建物内および周辺は禁煙地域となっております。

